

第4回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会  
市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の  
強化等に向けたワーキンググループ提出資料

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制 の強化等に向けたワーキンググループ(第4回)	資料2
平成30年11月12日	

# 大阪府の子ども虐待対応に係る 児童相談所の組織体制の変遷

平成30年11月12日  
大阪府中央子ども家庭センター  
江口 晋

# 第Ⅰ期(H12~H15)

## 相談支援から虐待対応への転換

### 状況

- 平成13年度虐待相談対応件数が約2400件となり大規模センターでは400件を超える
- 虐待対応に関する専門的スキルが求められる

### 課題認識と対応

相談支援的アプローチから介入指導的アプローチへの転換が必要  
地域でのネットワークの構築、保健・福祉・教育の連携が重要

- 虐待対応課の創設
- 児童虐待等危機介入援助チームを設置(弁護士・医師との協働)
- 児童虐待防止ネットワーク作りの取組み(H6~)
- 保健師の配置
- 配偶者暴力相談支援センター機能を付加

# 第Ⅱ期(H16~H25)

## 介入保護と法的対応の蓄積

### 状況

- 岸和田事件以降の虐待相談対応件数の増加、重大事件の発生
- 市町村の通告受理窓口及び要対協の設置義務化
- 度重なる法改正による児童相談所の権限の強化と集中

### 課題認識と対応

組織的判断による「疑わしきは介入・保護」の徹底  
弁護士等への相談による、家裁への積極的な申立て(法的対応の蓄積)  
市町村のアセスメント・相談対応力強化を支援  
虐待を受けた子どもに対する医学的・心理教育的治療機能の強化  
児童相談所職員の職場定着・専門性確保を考慮した組織体制の構築

- 虐待対応課児童福祉司・児童心理司の増員による体制強化
- 児童虐待危機介入援助チーム(弁護士・医師)の予算の充実
- 市町村への児童相談所職員派遣、弁護士等市町村支援チームの派遣
- 市町村職員向けガイドラインの作成、研修の実施、専門職チームの派遣
- 中央Cに診療所「こころケア」を設置、集中的な治療・教育的体制を構築
- 児童相談所職員のワークライフバランスに対応した柔軟な組織体制の検討

# 第Ⅲ期(H26~30)

## 初期対応から家庭養育への移行まで 切れ目のない支援の構築

状況

- 虐待以外の相談の中にも、要保護性が高くリスクが潜んでいるケースが増加
- 夜間休日の通告や一時保護件数が増加
- 一時保護児童の権利擁護、社会的養護にある児童への支援の高まり

課題認識と対応

24時間365日、迅速かつ的確な初期アセスメントと対応  
市町村要対協を核とした地域での包括的支援の仕組みづくり  
社会的養護にある児童への支援、家庭移行支援の強化  
情報連携の在り方の検討

- すべての通告・相談を一括して受理し、初期アセスメントや介入を含めた対応を行う  
「相談対応課」を設置(インテーク担当を配置)
- 夜間休日当直チーム(常勤職員2名輪番制)設置 ※SV・判断対応職員も輪番で1名スタンバイ
- 全センターに市町村コーディネーターを配置
- 社会的養護にある児童を支援する育成支援課を設置(家庭移行推進担当を配置)
- 市町村、警察、検察等との情報連携の強化

## 大阪府における児童虐待相談対応件数等の推移について

区分	年度	児童虐待相談 対応件数 ( )内は相談経路が警察等	虐待相談対応担当 児童福祉司数 (現員数・管理職除く)	一保(委託含)件数 ( )内は虐待による件数	法28条・親権喪失 ・停止請求件数	立入調査・ 警察への援助要請件数	弁護士への 相談等
第一期	H12	1,602(62)	-	333(174)	8	8	198
	H13	2,365(68)	18	383(216)	4	10	224
	H14	2,488(70)	19	361(272)	3	0	154
	H15	2,782(88)	18	458(351)	13	18	296
第二期	H16	4,349(189)	23	981(444)	17	41	384
	H17	3,885(149)	34	996(463)	16	43	423
	H18	3,195(148)	34	959(457)	16	40	454
	H19	2,997(186)	33	1,039(553)	28	38	531
	H20	2,995(276)	35	981(468)	22	18	564
	H21	3,270(436)	40	1,105(525)	19	24	470
	H22	4,820(860)	44	1,366(659)	21	35	572
	H23	5,711(1,105)	57	1,589(812)	25	29	769
	H24	6,079(1,219)	57	1,906(1,012)	21	34	971
	H25	6,509(1,556)	63	1,818(927)	31	31	970
第三期	H26	7,874(2,477)	62	1,829(1,100)	48	34	1,607
	H27	10,427(3,597)	71	2,055(1,225)	29	40	828
	H28	10,118(4,230)	94	2,145(1,263)	48	40	1,458
	H29	11,306(5,113)	94	2,158(1,307)	34	41	888

※政令市への移行に伴い、H18以降については堺市の件数は含まれていない